

調査件数は2割減少—法人税等調査事績より

●5件に1件で不正発見！

2019事務年度（調査期間：2019年7月～2020年6月）の法人税等税務調査事績によれば、法人税、法人消費税、源泉所得税の実地調査件数は、いずれも前年の77%と大きく減少し、同時に申告もれ金額、追徴税額も、全体的に減少しました。

ただ、法人税の調査対象で不正が発見された割合は21.6%（つまり5件に1件！）と、前年の21.1%より上昇しています。

■法人向け税目別実地調査件数■

税目	2019年度 (千件)	前年度 (千件)	前年比
法人税	76	99	77.1%
法人消費税	74	95	77.4%
源泉所得税	90	116	77.1%

●無申告法人から116億円を追徴！



無申告法人への調査は、年間3,500件弱行われ、116億円が追徴されています。

うち、5件に1件は“意図的に申告していない法人”で、60億円が追徴されています。

5件に1件は意図的に無申告

	法人税	消費税	合計
実地調査件数	1,962	1,505	3,467
うち意図的な無申告分	414	293	707
	21%	19%	20%
追徴税額 (百万円)	6,372	5,275	11,647
うち意図的な無申告分 (百万円)	4,145	1,885	6,030
	65%	36%	52%

■無申告店舗の見つけ方

- ①インターネットで店舗の営業時間を確認
SNS、口コミで“満席状況”や“長蛇の列”などを把握
- ②店舗経営が活況であることを実地で確認
- ③金融機関で法人口座へ多額の入金を確認
あらかじめこういった情報を集約・分析し、適切な調査体制を編成してから調査に着手しています。



■お粗末な売上隠し

- 多額の不動産売却収入の契約書等を破棄、売却代金を現金受取にして隠蔽 **追徴税額：1億円**
- 建設機材組立て売上の請求書を破棄して取引を隠ぺい **追徴税額：1億円**

●消費税の不正還付は25億円！

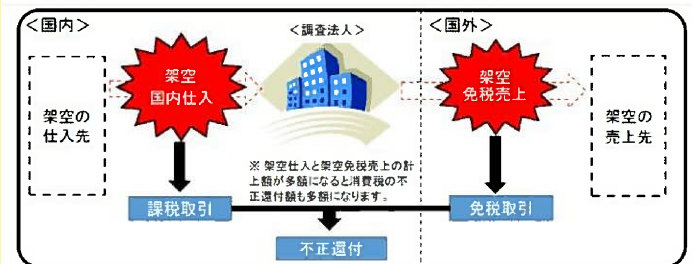
消費税の実地調査の8%は、還付申告法人が対象。不正還付消費税は実に25億円でした。消費税の不正還付は国庫金の詐取にあたり、悪質な行為のため厳しい調査が実施されます。

■法人向け消費税実地調査の状況■

		実地調査全体	うち消費税還付 申告法人
実地調査件数		74,000	5,838
非違件数	全体	44,000	3,334
	うち不正計算あり	13,000	707
追徴税額	全体	723億円	213億円
	うち不正計算あり	201億円	25億円
1件当たり 追徴税額	全体	¥979,000	¥3,641,000
	うち不正計算あり	¥1,577,000	¥3,512,000

■主な不正の手口

輸出売上では消費税が免除されるので、国内仕入の消費税が還付対象。輸出売上、国内仕入が多くなるほど、消費税還付が増える仕組みです。



■他人名義の輸出用書類の悪用

他人名義の輸出用書類を流用して輸出販売があったように装い、架空の輸出売上（免税取引）、架空の国内仕入（課税取引）を計上し、消費税を還付。

【不正還付消費税：2億円】

■来店していない外国人のパスポート悪用の手口

輸出物品販売場（いわゆる免税店など）で、国内事業者への売上（課税売上）を、外国人へ販売（免税売上）したように装い、消費税を還付。

【不正還付消費税：1億円】

●消費税不正還付の専門部隊登場へ

今年度から、消費税の不正還付に特化する「消費税専門官（仮称）」が登場。

消費税の不正還付は悪質性が高いため、従来から重点的に調査されてきましたが、取引が複雑化しやすい法人調査に対し、長期的、集中的に調査を行うことで、不正還付の実態を解明していく予定です。

2023年からのIT導入方式スタートもあり、消費税調査の重要度はますます高まる方向に。

